

生活情報センターだより

スポーツジムなどの 契約トラブルに注意!



【事例1】スポーツジムの入会金無料キャンペーンを見て入会した。1年未だで退会すると解約料2万5千円という条件付きだった。しばらくして新型コロナウイルス感染症の影響で休業になり、解約を申し出ると、解約料を請求された。自己都合での解約ではないのに納得できない。(40歳代・女性)

【事例2】マンツーマン指導のスポーツジムに入会したが、予約がいっぱいで利用できない。退会したいが、入会金・月会費は返金不可になっている。(40歳代・男性)

【アドバイス】
入会金無料や月会費の割引などのキャンペーンで契約した場合は、解約に特別な条件が付いてい

ることがあります。解約条件や解約料などについては、契約書面などを確認すると同時にスタッフに説明を求め、理解しておきましょう。新型コロナウイルス感染症による休業期間や、予約が取れないときの会費については事業者に配慮を求めてみましょう。

解約したつもりなのに口座から会費が引き落とされていたというケースも見られます。スポーツジムなど、店舗で交わした契約は、原則、クーリング・オフ制度はありません。手続きは十分に確認して行いましょう。困ったことがあれば生活情報センターにご相談ください。

生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

短 信

「みんなで踊ろう! つながろう! 動画」 「40字の手紙」募集

3月にインターネット上で「みんなで創る福祉のつどい」を開催します。そこで紹介する「みんなで踊ろう! つながろう! 動画」と「40字の手紙」を募集します。
募集締切 2月10日(水)

みんなで踊ろう! つながろう! 動画

指定曲「自画自賛」に合わせた踊りや特技披露の動画を募集します。集まった動画は1つに編集して掲載します。

QRコードを読み取り、社会福祉協議会LINEアカウントを友だち追加後、LINEから動画を投稿



40字の手紙

普段伝えられない大切な人への感謝、自分自身への応援を40字以内の手紙にしませんか。

宛名と40字までの文章を書いて、メールまたは郵送、FAXで、社会福祉協議会(メール: fukusi.tudoi@yawata-shakyo.or.jp、〒614-8022 八幡東浦5番地、FAX983-5798)へ※直接書くことが困難な人は電話で受け付けます。

その他 各募集の詳細は、公共施設に配架しているチラシまたは社会福祉協議会のホームページをご覧ください

生活情報センター(☎983-4450)

「見えない 見えにくい方に贈る 声のしおり」を作成しました

障害者手帳を受け取られた視覚に障がいのある人や、これから手帳を申請しようと検討されている人に、障害者手帳によって受けられるサービスについての情報をまとめて、声でお知らせするCDを作成しました。CDは障がい福祉課で配布しています。

朗読ボランティアサークル「よむよむ」=上原(☎981-6803)

経営者の退職金 小規模企業共済制度

国が作った安心でお得な制度です。商工会や金融機関などで加入手続きが可能です。

①掛金は全額所得控除(月々の掛金は1,000円~70,000円で自由に設定可能)

②共済金は経営者の退職金として受け取れます(受け取り時に税制メリットがあります)

※詳しくは「小規模共済」で検索。
生活情報センター(☎050-5541-7171)

出張がん個別相談

保健師または看護師が、がんに関わる様々な相談をお受けする出張個別相談です。※要予約。相談無料。
日 時 1月12日(火)、2月9日(火)、3月9日(火)。各日、午後1時~3時30分

場 所 山城北保健所(宇治市宇治若森7-6)

※・実地実施日前日の午後4時まで、京都府がん総合相談支援センター(☎0120-078-394)へ電話してください。

生 活

▶し尿収集日程のお知らせ

園城南衛管 ☎631-5171 FAX631-6011

1月18日(月)
科手
1月20日(水)
橋本、高坊、大谷、樋ノ口、川口高原
1月22日(金)
八幡木津川以北、森垣内、名残、川口(高原を除く)、双栗、戸津(国道1号線以西)、下奈良(国道1号線以西)、二階堂、長町
1月4日(月)、1月25日(月)
土井、山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森、御馬所、高蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、三ノ甲、沓田、五反田、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、高畑、神原、舞台、吉原、渡ル瀬、式部谷、中ノ山、盛戸、源氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、城ノ内、河原崎、枚方バイパス沿線
1月6日(水)、1月27日(水)
清水井、松原、広門、植松、女郎花、三反長、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、久保田、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福祿谷、月夜田、南山、美濃山、上奈良
1月8日(金)、1月29日(金)
内里、戸津(国道1号線以東)、下奈良(国道1号線以東)
1月12日(火)
野尻、岩田、里上津屋、浜上津屋

▶不用品情報

▼ゆずります

その他▼フルーツポンチセット(カットガラス製、カップ11個・ボール大小2個付、未使用)(無料)
※市は情報提供のみ行います。品物の受渡し等については当事者間でお願いします。

生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)

▶食用廃油の回収日程表

環境業務課(☎983-5340)

13日(水)
上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人權・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福祿谷114・166番地
15日(金)
長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※回収日の午前8時までに出してください。
※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の元の容器またはペットボトルに入れて出してください。
※回収場所が分からない人はお問合せください。

図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは
◆八幡市民図書館(☎982-7322)
◆男山市民図書館(☎982-4123)

▶1月の図書館休館日

八幡市民図書館
1日(金・祝)~4日(月)、8日(金)、11日(月・祝)、15日(金)、22日(金)、28日(木)、29日(金)
男山市民図書館
1日(金・祝)~4日(月)、12日(火)、18日(月)、25日(月)、28日(木)

▶自動車文庫の巡回日程

午後1時に大雨注意報・警報発令時は運休。なお、注意報発令時は、天候により巡回する場合があります。

新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、急きょ運行を中止または予約貸出のみの運行となる場合があります。

30分間停車します	
1月5日(火)、1月26日(火)	
内里(有都福祉交流センター) 14:00~	
上津屋里垣内(四季彩館) 14:40~	
八幡長町・北(7組ロータリー) 15:30~	
橋本栗ヶ谷(メロディハイム希望ヶ丘前) 16:20~	
1月6日(水)、1月27日(水)	
男山石城(地域包括ケア複合施設YMBT) 13:20~	
岩田岩ノ前(石田神社御旅所) 14:10~	
橋本あらかし公園(西入口) 15:00~	
西山足立(橋本児童センター) 15:40~	
橋本西山本(橋本橋東側) 16:20~	
1月12日(火)	
南ヶ丘保育園 14:10~	
美濃山御幸(みゆき南公園) 14:50~	
ファインガーデンスクエア(ウエストエントランス) 15:30~	
男山笹谷(D19棟南側) 16:20~	
1月13日(水)	
橋本塩釜(島岡歯科医院前) 13:40~	
南ヶ丘児童センター 14:20~	
八幡山田(しのめ公園) 15:00~	
美濃山幸水(幸水集会所) 15:40~	
子ども・子育て支援センター(すくすくの杜) 16:20~	
1月19日(火)	
岩田松原(魚清前) 13:10~	
ケアハウスポポロ21 14:00~	
八幡長町・南(児童遊園) 14:50~	
八幡樋ノ口(今井氏宅前) 15:30~	
1月20日(水)	
下奈良今里(有都交流センター) 14:10~	
川口(まつむし児童公園) 14:50~	
有都小学校 15:30~	
美濃山小学校 16:20~	

▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)

【祝日】1月11日(月・祝)午前9時~正午

※戸別収集は取り扱っていません。

【平日】月曜日~金曜日、午前8時30分~午後4時30分

※戸別収集は要予約。

場 所 市役所別館環境業務課
環境業務課(☎983-5340)

困ったときは ご相談ください

◆弁護士相談

【電話予約制、先着8人】
相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいつでも午後1時15分～4時です。1人20分。

相談日	場所	予約開始日
1月12日(火)	文化センター	1月5日(火)～
1月19日(火)	2階第1会議室	1月12日(火)～
1月26日(火)	生活情報センター	1月19日(火)～
2月2日(火)	文化センター	1月26日(火)～
	2階第1会議室	

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆司法書士相談

【電話予約制、先着5人】
土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。▶1月28日(木)文化センター2階第1会議室※予約は21日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆行政書士相談

一般相続、遺言、官公署への許認可、各種契約書等の書類作成や成年後見制度に関する相談に行政書士が応じます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。
▶1月7日(木)文化センター2階第1会議室

◆行政相談

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。
▶1月15日(金)文化センター2階第1会議室

外国人向けの 多言語生活相談

生活や言葉で困ったこと、相談先がわからないことなど、誰でも外国語(20か国語)で相談できます。時間は午前10時～正午、午後1時～3時。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。
1月29日(金)文化センター2階第1会議室

年金を受けていた人が亡くなったら

年金を受けている人が亡くなったときは、遺族が「死亡届」を提出しなければなりません。年金は亡くなった月分まで支給されますので、支払われるはずの年金(未支給年金)が残っている場合は、遺族が受け取ることができます。対象者は、年金を受けていた人の死亡当時、その人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、または3親等内の親族で、請求優先順位もこのとおりです。
※手続きに必要な書類や手続き先は受けていた年金の種類によって異なります。

離婚時の厚生年金 分割制度について

離婚などをしたときに厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分

国民年金からのお知らせ

割できる制度(「合意分割制度」と「3号分割制度」)があります。※請求手続は離婚後2年以内に行ってください。

【合意分割制度】

次のすべての条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。
◆平成19年4月1日以後に離婚した人や事実婚関係を解消した人
◆当事者間の話し合いや裁判手続により年金分割の割合(上限50%)を定めていること
※分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

【3号分割制度】

次のすべての条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者

であった人からの請求により、相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

◆平成20年5月1日以後に離婚した人や事実婚関係を解消した人
◆平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者であった期間があること

※分割される保険料納付記録は、平成20年4月1日以後の「第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

保険料納付記録を当事者間で分割した後は、分割後の保険料記録に基づき、それぞれの老齢厚生年金や障害厚生年金などの年金額が計算されます。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

岡京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)

◆人権相談

人権に関わる相談やいろいろな悩みに人権擁護委員が応じます。時間は午後1時～4時です▶1月18日(月)▶25日(月)八幡人権・交流センター(人権啓発課)※電話相談も受け付けます。(☎981-3127)

◆女性相談

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センター(人権啓発課)です。

【専門相談】(要予約)

▶1月14日(木)▶28日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。

【一般相談】月曜～金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～正午・午後1時～5時

◆介護相談

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の相談と情報を提供します。

地域包括支援センター(月曜～土曜日(祝日除く)午前9時～午後5時)やまばと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000)

※次の在宅介護支援センター(日時は地域包括支援センターと同じ)や高齢介護課(☎983-5471)(月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分)でも相談できます。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)

◆くらしと仕事の相談

経済的にお困りの人やご家族からの生活、仕事などの相談に専門の相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

◆ひきこもり相談窓口

ひきこもりで悩んでおられる人やご家族からの相談に応じ、必要とする支援を紹介します。専門の支援員がご自宅などに訪問することもできます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

◆児童虐待の通告について

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします)、子育て支援課(☎983-3148)
※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

◆家庭児童相談室

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、子育て支援課(☎983-3148)

◆母子父子家庭相談

母子・父子家庭の相談に応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時、子育て支援課(☎983-1112)

◆ふれあい福祉相談

福祉に関する相談に応じます。ふれあい福祉センター(☎・FAX983-2000)

【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後5時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日は留守番電話またはFAXで受け付けます)

【出張相談】火曜～木曜日(祝日除く)午前10時～正午、八寿園

◆京都ジョブパーク 個別就職相談会

【予約制】予約は商工観光課(☎983-2853)まで
専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。※事前予約制です。京都ジョブパーク(☎682-8915)▶1月21日(木)市役所1階相談室(北玄関西側)

◆年金相談

【電話予約制】待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。

▶1月22日(金)午前10時～午後4時、文化センター3階第1講習室 予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

◆消費生活相談

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

広報やわた ●毎月1日に発行する「広報やわた」のお知らせ面、モノクロの広告です。
料金は1回(号)、1枠(縦4.5号×横6号)1万円です。

**お店や会社のPR
広告を掲載しませんか**

●1カ月1万円、会社のホームページのアクセス数アップにご活用ください。
●広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。 発着広報

市HPトップページに
バナー広告